

県有財産売買仮契約書(案)

売扱人 奈良県(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)は、奈良県消防防災ヘリコプター機体及び装備品等一式の売払いに係る一般競争入札の入札公告、入札説明書等に記載の条項を了承のうえ、次のとおり県有財産の売買仮契約を締結する。

なお、この仮契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年県条例第40号)第3条の規定により、奈良県議会の議決を得たときに、本契約としての効力が生ずるものとする。また、甲は、奈良県議会で議決されなかった場合でも、乙に対してもいかなる責任も負わないものとする。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件及び規格数量)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

(1) 品名 奈良県消防防災ヘリコプター(以下、「消防防災ヘリコプター」という。)

機体及び装備品等

(2) 規格 売却仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 数量 一式

(売買代金)

第3条 乙は、奈良県消防防災ヘリコプター機体及び装備品等一式の売買代金として、金円(うち消費税額及び地方消費税額金円)を甲に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金円

[※売買代金の100分の10以上]を甲に納付しなければならない。

2 入札保証金は前項の契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、乙の申し出により売買代金の一部に充当することができる。

(所有権の移転及び登録)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

2 売買物件の所有権移転に伴う航空法等に規定されている手続等は乙が行い、その経費は乙の負担とする。

3 甲は、売買物件の所有権移転後は、保管責任を負わないものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は、前条の規定によりその所有権が移転した時に、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、第5条第1項の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(特約条項)

第9条 乙は、売買物件が仕様書記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物品に数量の不足その他契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）を発見しても、売買物品の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

- 2 第9条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。
3 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、本条第1項、第2項は適用しない。

(公序良俗等)

第11条 乙は契約の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用に供してはならない。

- 2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途に供してはならない。
3 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
4 乙は、前3項に規定する用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
5 乙は前各項の条件に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
6 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
一 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
三 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してはいると認められるとき。
四 役員等が、暴力団又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
六 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
3 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
4 甲は、第4条に規定する契約保証金を前項に規定する損害賠償金に充当することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、登録免許税など、売買物件の所有権移転に伴う航空法等に規定されている手続きに要する経費は全て負担しなければならない。

(損害賠償)
第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)
第16条 甲は、第13条第1項の定めにより売買代金を返還する場合において、前条に定める損害賠償その他の甲に金銭を納付すべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)
第17条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)
第18条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)
第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

(疑義等の決定)
第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙